



# 三重県公報

令和5年10月24日 (火)

第 459 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
658	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
659	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
660	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	3
661	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
662	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
663	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	4
664	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
665	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
666	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
667	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	5
668	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	5
669	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	7
670	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	7
<b>公 安 委 告 示</b>			
34	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公安委員会)	8
<b>公 告</b>			
	第75回准看護師試験の実施	(医療人材課)	9
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	9
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	10

**告 示**

**三重県告示第 658 号**

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、適性検査、口述試験及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 11 月 6 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 6 年 3 月下旬から 4 月上旬まで ※上記の他に設定する場合があります。
	令和 5 年 11 月 12 日（日）～同月 14 日（火）	令和 5 年 11 月 19 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

**三重県告示第 659 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	アザレアクリニック	津市丸の内 17 番 8 号 東丸の内ビル 2 階	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	健やか薬局 半田店	津市半田字平木 209-1	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	フラワー薬局 白塚店	津市白塚町 2086	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	大木薬局 鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3016-24	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	大木薬局 浜島店	志摩市浜島町浜島 3219	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	キリン堂薬局 夏見橋店	名張市夏見 2452	令和 5 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションライブリー	桑名市大字星川十二 842 番地 1 星川貸店舗 201 号	令和 5 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションひだか	伊勢市桜木町 55-1	令和 5 年 10 月 1 日

三重県告示第 660 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
中村整形外科皮膚科	津市半田 206-1	令和 5 年 10 月 1 日
健やか薬局半田店	津市半田字平木 209-1	令和 5 年 10 月 1 日
フラワー薬局白塚店	津市白塚町 2085	令和 5 年 10 月 1 日
林医院	鈴鹿市阿古曾町 26-18	令和 5 年 9 月 5 日
キリン堂薬局 夏見橋店	名張市夏見 2452	令和 5 年 10 月 1 日
志摩センター薬局	志摩市阿児町鶴方 1262-16	令和 5 年 9 月 1 日
クスリのアオキ天カ須賀薬局	四日市市天カ須賀 4 丁目 2-20	令和 5 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション まごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	令和 5 年 7 月 1 日

三重県告示第 661 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
中村脳外科クリニック	松阪市駅部田町 752-1	名称：まへのへた脳神経クリニック 開設者：医療法人まへのへた脳神経クリニック	令和 5 年 8 月 17 日
医療法人 慈修会 あおば 歯科	四日市市大宮西町 11-8	名称：はなさく歯科	令和 5 年 8 月 1 日
医療法人全心会伊勢慶友病院訪問看護ステーション	伊勢市常磐 2-8-28	名称：伊勢ひかり訪問看護ステーション 所在地：伊勢市御菌町高向 810-1	令和 5 年 3 月 1 日

三重県告示第 662 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日

林医院	鈴鹿市阿古曾町 26 番 18 号	令和 5 年 9 月 4 日
医療法人社団奉心会ひまわりクリニック鈴鹿	鈴鹿市算所町 1283 番地	令和 5 年 6 月 30 日
近藤内科	鳥羽市安楽島町 1325 番地 15	令和 5 年 3 月 31 日
志摩センター薬局	志摩市阿児町鶴方 1262-16	令和 5 年 8 月 31 日
むらた歯科クリニック	津市殿村鍛冶屋垣内 335-1	令和 5 年 8 月 3 日

### 三重県告示第 663 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
古川 智久	訪問マッサージ 三重朝日ステーション	三重郡朝日町縄生大字縄生 552 アサヒハイツ 203	名称：ふるかわ鍼灸マッサージ院 施術所住所：四日市市西日野町 639 番地 1	令和 5 年 10 月 1 日

### 三重県告示第 664 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
中村整形外科皮フ科	津市半田 206-1	令和 5 年 10 月 1 日
健やか薬局半田店	津市半田字平木 209-1	令和 5 年 10 月 1 日
フラワー薬局白塚店	津市白塚町 2085	令和 5 年 10 月 1 日
林医院	鈴鹿市阿古曾町 26-18	令和 5 年 9 月 5 日
麒麟堂薬局 夏見橋店	名張市夏見 2452	令和 5 年 10 月 1 日
志摩センター薬局	志摩市阿児町鶴方 1262-16	令和 5 年 9 月 1 日
クスリのアオキ天カ須賀薬局	四日市市天カ須賀 4 丁目 2-20	令和 5 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション まごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	令和 5 年 7 月 1 日

### 三重県告示第 665 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
中村脳外科クリニック	松阪市駅部田町 752-1	名称：まへのへた脳神経クリニック 開設者：医療法人まへのへた脳神経クリニック	令和 5 年 8 月 17 日
医療法人 慈修会 あおば 歯科	四日市市大宮西町 11-8	名称：はなさく歯科	令和 5 年 8 月 1 日
医療法人全心会伊勢慶友病院訪問看護ステーション	伊勢市常磐 2-8-28	名称：伊勢ひかり訪問看護ステーション 所在地：伊勢市御菌町高向 810-1	令和 5 年 3 月 1 日

### 三重県告示第 666 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年10月24日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
林医院	鈴鹿市阿古曾町26番18号	令和5年9月4日
医療法人社団奉心会ひまわりクリニック鈴鹿	鈴鹿市算所町1283番地	令和5年6月30日
近藤内科	鳥羽市安楽島町1325番地15	令和5年3月31日
志摩センター薬局	志摩市阿児町鶴方1262-16	令和5年8月31日
むらた歯科クリニック	津市殿村鍛冶屋垣内335-1	令和5年8月3日

### 三重県告示第667号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和5年10月24日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
古川 智久	訪問マッサージ 三重朝日ステーション	三重郡朝日町縄生大字縄生552 アサヒハイツ203	名称：ふるかわ鍼灸マッサージ院 施術所住所：四日市市西日野町639番地1	令和5年10月1日

### 三重県告示第668号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年10月24日

三重県知事 一見勝之

#### 第1

##### 1 通知することができない者の氏名

山中 崇

##### 2 通知の要旨

###### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字松ケ原3016番

###### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

###### (3) 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 第2

##### 1 通知することができない者の氏名

近藤 聡

##### 2 通知の要旨

###### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字松ケ原 3037 番、字高保田 3057 番 3

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 第 3

- 1 通知することができない者の氏名  
山中 正雄
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市藤原町山口字高保田 3056 番 3
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 第 4

- 1 通知することができない者の氏名  
近藤 稔
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市藤原町山口字高保田 3062 番 3、3070 番
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 第 5

- 1 通知することができない者の氏名  
野木森 勝
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市藤原町山口字高保田 3071 番
  - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

加藤 典昭

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字風谷 2449 番

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 669 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 域	区 分
桂城湾南区域 (三重外湾漁業協同組合のうち白浦及び島勝の地区)	小型かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として疑似餌針を用いて一本釣りを営む漁業）及び雑魚定置漁業

三重県告示第 670 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
北伊勢上野信用金庫	阿山町支店	伊賀市馬場 1120 番地の 1	伊賀市新堂 313 番地の 1	令和 5 年 11 月 6 日
	柘植支店	伊賀市馬場 1120 番地の 1	伊賀市新堂 313 番地の 1	令和 5 年 11 月 6 日

## 公安委告示

## 三重県公安委員会告示第34号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和5年10月24日

三重県公安委員会委員長 村田典子

## 1 審査の種類及び実施期日等

## (1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和5年12月11日（月）	令和5年11月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和5年11月30日（木）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和5年11月27日（月）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和5年11月27日（月）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和5年11月29日（水）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和5年12月4日（月）	令和5年11月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和5年11月28日（火）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
8	けん 牽引免許	令和5年11月29日（水）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和5年12月13日（水）	令和5年11月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和5年12月13日（水）	令和5年11月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和5年12月13日（水）	令和5年11月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時までの間

## (2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和5年12月11日（月）	令和5年11月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和5年11月30日（木）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和5年11月27日（月）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和5年11月27日（月）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和5年11月29日（水）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和5年12月4日（月）	令和5年11月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和5年11月28日（火）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
8	牽引免許	令和5年11月29日（水）	令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和5年12月13日（水）	令和5年11月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時までの間



10	中型自動車第二種免許	令和5年12月13日(水)	令和5年11月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和5年12月13日(水)	令和5年11月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間

## 2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

## 3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

## 4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告
-----

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第75回（令和5年度）三重県准看護師試験を次のとおり実施します。

令和5年10月24日

三重県知事 一見勝之

## 1 試験の実施日時

令和6年2月14日(水) 午後1時30分から午後4時まで

## 2 試験の実施場所

津市広明町13番地 三重県庁講堂

## 3 受験願書の請求

- (1) 受験願書は、三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班で配布します。郵便で願書を請求する場合は、返信用封筒（返信用切手を貼付、宛先を明記）及び准看護師試験願書請求書を同封の上、差出人を明記し、送付してください。

受験願書請求先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班  
電話 059 (224) 2053

## (2) 請求受付期間

令和5年11月27日(月)から同年12月8日(金)まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

## 4 受験願書の受付期間及び受付場所

## (1) 受付期間

令和6年1月4日(木)から同月9日(火)までの午前9時から午後5時まで  
郵送の場合は、令和6年1月9日(火)午後5時までに必着とします。

## (2) 受付場所

県庁舎内各保健所、四日市市保健所及び三重県医療保健部医療人材課

## 5 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、第75回（令和5年度）三重県准看護師試験実施要領を参考にしてください。
- (2) この試験についての問合せは、受験願書請求先にしてください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中勢用土地改良区（津市納所町520番地）の定款の変更を認可しました。

令和5年10月24日

三重県知事 一 見 勝 之

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 10 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令 和 5 年 10 月 12 日	株式会社創建ハウジング 代表取締役 川端 和弥	三重県伊勢市小俣町元町 992	伊勢市野村町字里前 5568-3	A	6.0	29.8

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---